

1 「保育所制度（幼保一元化、調理室設置の義務付けの見直し、保育所運営費負担金など関連する補助負担金の一般財源化等）」について

◎「幼保一元化」について

- 保育所は、親の就労等により家庭で保育をなし得ない児童に対して、家庭に代わり保育を提供する児童福祉施設であり、幼稚園のように親の希望により教育を提供する教育施設とは異なる。
- 近年、女性の就業の増加等に伴い、多様な時間帯、休日など年間を通じた保育に対する需要や0～2歳児の受入れの増加等、幼稚園との差異は拡大。
- 地域における就学前児童の子育てニーズの多様化に対しては、
 - ・ 今国会に提出している児童福祉法改正法案において、文部科学省が所管する幼稚園における預かり保育事業も含め、育児相談や一時預かりを行うなどの様々な事業を「子育て支援事業」として位置付けるとともに、子育て支援事業の中から子育て家庭が適切なサービスを選択し、利用することができるよう、市町村においてコーディネート仕組みを創設することとしている。
 - ・ 専業主婦家庭等、保育所における保育を受ける要件を満たさない家庭であっても、育児疲れ等に対する一時保育（平成14年度4,178か所）、パートタイム就労に対応した特定保育（平成15年度創設）により保育所を利用することが可能となっている。
- このように、子育てニーズが多様化し、保育所、幼稚園、地域の子育て支援等、多様な子育て資源の活用が求められている中で、目的・機能の異なる保育所と幼稚園を単一の制度とすることは、適当でない。

むしろ、多様な子育て資源を効率的に活用していく観点から、保育所と幼稚園についても、地域の実情を踏まえつつ、相互連携を一層強化する方向で施策を進めるべき。
- なお、今年度、「規制改革推進3か年計画（再改定）」に基づき、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいよう措置することとしている。

◎「調理室設置の義務付けの見直し」について

- 保育所の調理室は、①離乳食への対応、②多様な保育ニーズへの対応、③食事を通じた児童の健全育成を図る観点が求められるものであり、必要不可欠。
- なお、今年度、「規制改革推進3か年計画（再改定）」に基づき、余裕教室に保育所を設置する場合において、安全性等が確保される場合には、調理室を共同利用することを認める方向で検討、措置することとしている。

◎「保育所運営費負担金など関連する補助負担金の一般財源化等」について

- 一般財源化は同化・定着・定型化した事業について行われるべきもの。待機児童ゼロ作戦を推進し、また、次世代育成支援対策推進法案を国会に提出するなど政府を挙げて少子化対策に取り組んでいる中であって、保育所運営費を含めた児童福祉に係る補助負担金について一般財源化することは適当ではない。
- また、介護保険制度など高齢者に係る主要施策について、国の負担を制度化する一方で、将来を担う次世代育成支援対策の支柱である保育所施策について地方のみの責任と位置付けることは、社会保障における国と地方の役割分担についての整合性を欠く。
- 次世代育成支援対策の一層の充実強化が求められる中で、保育サービスを含む様々な子育て支援関連の給付全般について、財源のあり方も含め、総合的な検討が必要である。
保育所と幼稚園の関係や、保育サービスに係る財源のあり方についても、時間をかけ丁寧に検討を行い、結論を得ていく必要がある。

保育所と幼稚園に関する一層の連携の強化（特区における対応）

構造改革特区に関する地方公共団体等からの第2次提案（平成14年11月7日～平成15年1月15日の間に募集）において、保育所と幼稚園との関係に係る提案がなされたことを受け、厚生労働省としては、以下の対応を行うこととした。

- 幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等の事情にある地域において、
 - ① 保育所の保育室において一定の条件の下で保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認
 - ② 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認
 - ③ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任

※ 上記措置については、平成15年10月1日（予定）より、申請の受付を開始することとしている。

保育所の保育室における保育所児と幼稚園児の合同活動事業

(構造改革特区第2次提案への対応)

1. 対象地域

幼児数の減少、幼児同士の活動機会の減少等により、適正規模の集団保育が困難な状況にあり、幼児の健全育成のため特に必要があるとして認定を受けた地方公共団体

2. 特例の内容

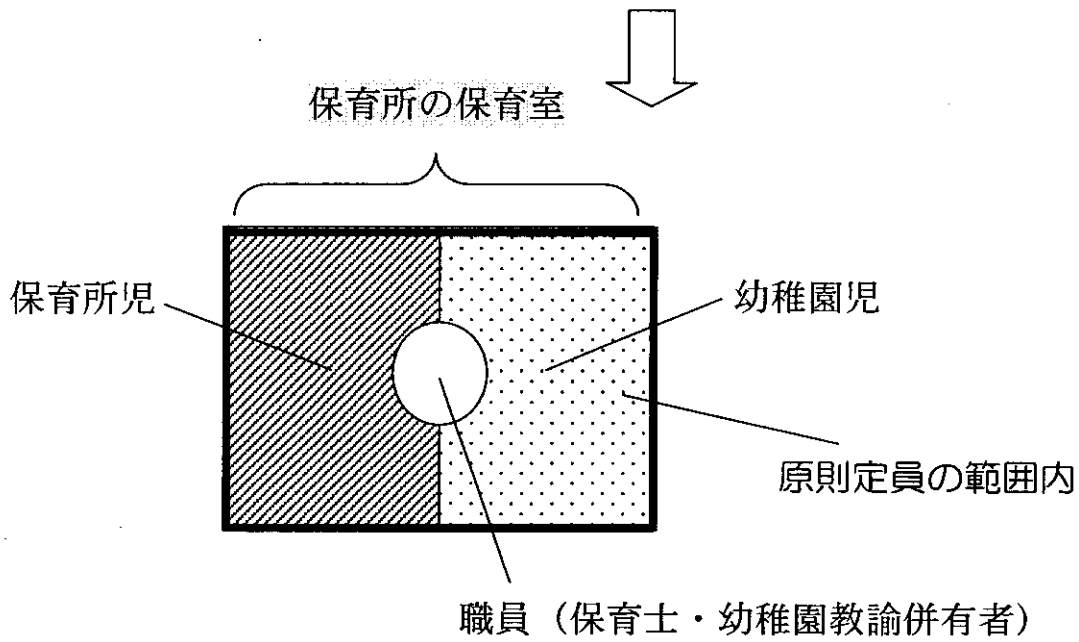
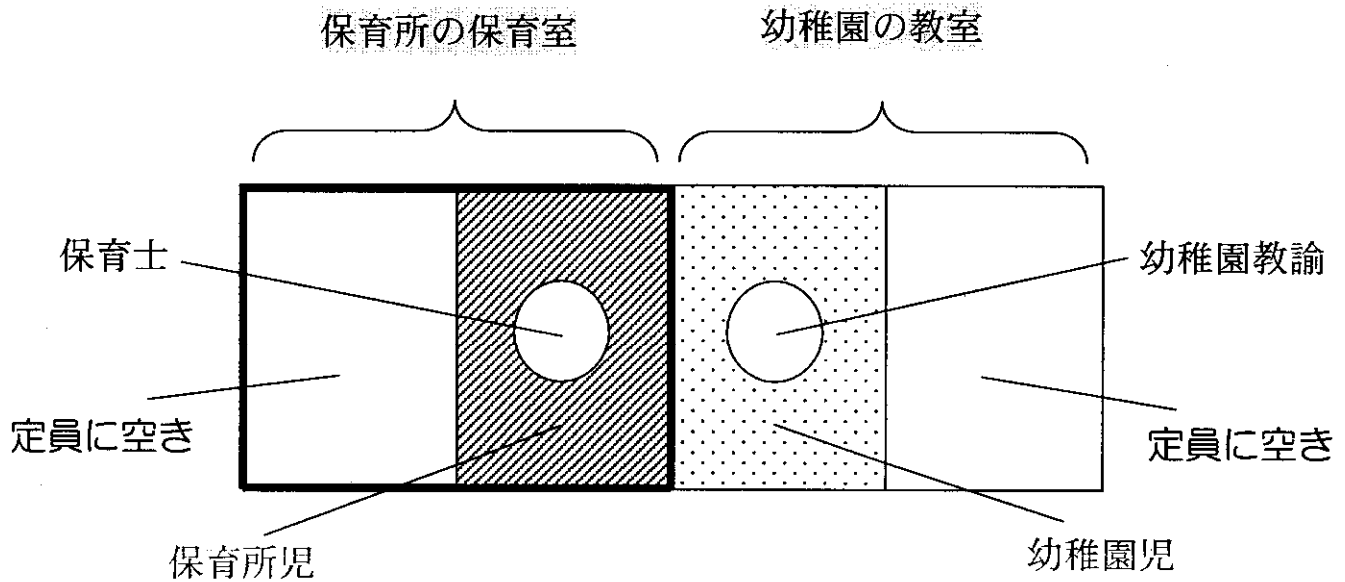
共用化指針による施設において、一定の条件を満たす場合、原則として、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を保育することを認める

3. 条件（保育所児の処遇の確保）

- ① 保育所児と幼稚園児を一緒に保育する保育室は、幼児（保育所児・幼稚園児）数の合計により児童福祉施設最低基準（面積・職員配置）を満たしていること
- ② この場合、職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許を併有し、保育士及び幼稚園教諭を兼務していること
- ③ 保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿ったものであること

<イメージ>

※ 0～2歳児は対象外



保育所児の処遇は確保
(児童福祉施設最低基準の遵守)

規制改革推進3か年計画（再改定）[抄]

—平成15年3月28日閣議決定—

II 14年度重点計画事項

(個別分野)

6 福祉等

2 保育分野

(1) 幼稚園と保育所の連携の推進

① 幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進

幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から、幼稚園教諭免許所有者と保育士資格所有者が相互にそれぞれの資格（免許）を取得することを促進する。

具体的には、幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しようとする場合、保育士試験の8科目の筆記試験のうち、例えば、「教育原理」など幼稚園教諭免許の取得に当たって最低限必要な習得科目に含まれている科目については試験を免除する。**【平成15年度中に措置】**（IV福祉イ⑫b(a)）

また、保育士資格所有者が幼稚園免許を取得しようとする場合、現行制度上、大学等において必要単位を修得する以外の取得方法を探ることが困難であるため、教員資格認定試験によっても幼稚園教諭免許を取得することについて検討することも含め必要な措置を講ずる。**【平成15年度中に検討・結論】**

（IV福祉イ⑫b(b)）

② 幼稚園と保育所の一体的運営の推進【平成15年度中に措置】

幼稚園と保育所の施設共用化については、「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」（平成10年3月10日文部省初等中等教育局長、厚生省児童家庭局長通知）において、「幼稚園及び保育所について、保育上支障のない限り、その施設及び設備について相互に共有することができる」とされ、自治体において幼稚園と保育所の共用施設が増加している。

したがって、幼稚園と保育所の一体的運営を推進するに当たっては、施設の

共用だけではなく、子どもの処遇についても、各地域のニーズに応じ、柔軟な運営が可能となるような措置を講ずる。(IV福祉イ⑬)

(2) 保育所の調理室必置義務の見直し【平成15年度中に措置】

待機児童の解消が喫緊の課題となっている中、より多くの乳幼児が良質な保育所に入所できるようにする必要がある。0歳児から就学までの乳幼児にとって食生活は重要な意味を持ち、また、乳幼児は、身体的に未熟であり、かつ、心身の発達過程上、重要な時期にあることから、衛生面、栄養面等において配慮がなされる必要があることも事実である。

したがって、上記の点を考慮し、保育所の調理室必置義務については、併設された社会福祉施設の調理室を兼用する場合と同様に、例えば、余裕教室に保育所を設置する場合において調理室の共同利用をするなど、安全性等が確保される場合には、保育所の設置が可能となるよう検討し、措置する。(IV福祉イ⑦b)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 (抄)
(平成15年6月27日閣議決定)

第2部 構造改革への具体的な取組

1 規制改革・構造改革特区

一医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

【具体的手段】

(1)「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成15年2月17日総合規制改革会議、以下、「アクションプラン」)の12の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

④ 新しい児童育成のための体制整備

近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする(平成18年度までに検討)。

あわせて、幼稚園と保育所に関し、職員資格の併有や施設設備の共用を更に進める。

6 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間(当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下「6.『国と地方』の改革」において同じ。)において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

(別紙2) 国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。

② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。

③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方自治体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○構造改革特区の第3次提案における特区構想概要(保育所関係・抜粋)

※ 構造改革特別区域推進本部公表資料「構造改革特区の第3次提案における特区構想概要」より作成

都道府県名	提案主体	特区計画の名称	特区計画の範囲	提案概要
北海道	稚内市	過疎地域における小規模保育所と幼稚園との「幼保一元化特区」	北海道稚内市	この特区では、私立幼稚園の保育所業務参入により、幼保一元化の達成を目指しており、そのため、規制の緩和により現状の幼稚園舎を活用した合同保育の実施による幼保一元化施設を実現させようとするものである。ここでは、過疎地域で3歳以上児のみを対象とした小規模保育所という条件の下①保育室を共有施設とし合同保育を認めること②調理室の必置義務を緩和し、学校給食センターからの給食搬入を認めること。これにより、3歳以上児のみを対象とする小規模保育所への私立幼稚園の参入が促進される。
北海道	東川町	幼保一元化特区	東川町	幼保一元化を行うために、施設の共用化の指針に基づき、平成14年12月1日に幼稚園と保育所を合築し、幼児センターを開設している。「子どもにわけへだてのない」保育を実施するため、混合保育(混合クラス)を行っていきたいと考えているが、次のような規制により運営面での完全な実施ができない現状にあり、新たな規制緩和により幼保混合保育を目指して幼保一元化を推進していく必要がある。 ・幼稚園教諭、保育所保育士資格にかかる資格の経過的特例措置 ・幼保合築施設における幼稚園長の資格要件などの規制緩和 ・幼保合築施設における幼稚園、保育所の運営にかかる助成の一元化
東京都	港区	豊かな都心居住と子育て活動を支えるすこやか特区	港区芝浦4丁目芝浦アイランド開発地区	芝浦アイランド地区で予定している幼保一元化施設の設置に当たって、設置・運営主体、職員の資格、勤務条件、補助制度等について従来の幼稚園、保育所という枠組みを超えた、一体的な制度を創設する。
東京都	千代田区	子育て特区(幼保一元施設設置)	千代田区内	子どもの育成環境を保護者の就労形態等だけで「幼稚園」と「保育所」に区分する現行制度は20世紀の遺物である。 児童福祉法・学校教育法等の特例の導入により、未来を担う就学前の子ども達が、年齢や家庭環境等で区別されることなく、一貫した育成方針による養護・教育を受けられる幼保一元施設を創設する。
東京都	品川区	公立民営幼保一元化特区	品川区域内	就学前児童の保育教育に関し、首長部局の権限の下に総合的な施策を展開するためには所管組織の一元化を図る必要がある。このためには、教育委員会の職務権限となっている公立幼稚園の管理・運営について首長の権限に移行させる。また、公立幼稚園の運営主体も、行政責任を残しつつ保育所と同様にNPO法人等に委託可能とする。併せて幼保一元化施設においては保育所の入所要件の緩和をほかり、区内全域で幼保一元化事業を推進することにより子育て支援策をより充実させることができる。
静岡県	掛川市	保育一元・幼保一元特区	市内全域	本市においては、平成15年4月から幼稚園と保育園を合築した一体化施設「掛川市立乳幼児センターすこやか」を開園している。園には短時間保育の園児(幼稚園児)と長時間保育の園児(保育園児)がおり、保育園児の保育は、保育士がローテーションを組んで実施している。当市では、幼稚園・保育園の区別なく就学前教育として一元的に捉えていることから、保育士資格を有する幼稚園教諭についても幼稚園児の保育時間に支障のない範囲でローテーションに加えることができるようにしていただきたい。
愛知県	津島市	子育て支援特区	市町村の全部	財政基盤の弱体化、住民ニーズの複雑化・多様化の中にあって、行政は中長期的な戦略計画策定し、「選択」による予算の重点的配分により、効率的な行政運営を進める必要があるが、目下の課題として、老朽化した学校給食調理場及び保育園の調理室、高齢化が進む調理員という構造的要因への対応が迫られている。そうした中、本市では保育園給食と学校給食は類似性が高いことから、民間事業者のノウハウの下、一括調理方式を採用し効率化を図り、子育て環境の整備に重点投資をすることを目的としている。
岐阜県	瑞浪市	(仮称)幼保センター特区	瑞浪市内	既存の幼稚園施設及び保育所施設について、当該施設を幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針(平成10年3月10日文教幼第476号・児発第130号)に基づいた施設へ転用し、幼児の合同活動事業及び合同保育事業を行う。

和歌山県	和歌山県	地方型こども園特区	<p>次のいずれかに該当する市町村。 (1) 幼稚園が所在せず、認可保育所またはへき地保育所が設置されている市町村 (2) 過疎地域に指定されている市町村 (3) 過疎地域に指定されていないが、一部の地域で著しく少子化が進行している市町村</p>	<p>本県の課題は一部の都市部を除くと、少子化のため保育所の入所児童が減少し施設の存続が困難になっていることにあるが、現在の国の方針は中都市以上を基準に置いているため、この問題は重視されていない。地域児童が健全に成長していくためには、就学前児童に対する社会的涵養の場を確保することが重要である一方、保育所の定員原則の60人が合わない地域が今後ますます増えていくことが予想される。「地方型こども園」は施設の消滅による過疎化の加速を防止、その地域の実状に合った施設をつくることで、地域で子どもを育ていく土壌を育てる社会的効果をねらっている。</p>
滋賀県	甲良町	幼保一元化	<p>甲良町全域 甲良町立第1保育園と甲良町立東幼稚園（併設） 甲良町立第2保育園と甲良町立西幼稚園（合築）</p>	<p>一元化保育を同一敷地内の併設する保育園・幼稚園においても行うことで入園選択の幅が広がり、同年齢の園児が共に保育でき保護者間の連帯も強くなることで、地域全体として保幼の垣根が消えPTA等の活動が活発になります。また保護者の勤労等の変化による園児の幼から保への変更に対する不安が解消でき、さらに年度により入園数が保・幼の片方に多くなっても合同保育を推進することで施設・人員の共用が加速され、保・幼の各免許を持った者が同時に児童の保育に携わるため、より細かな保育が出来るものと考えます。</p>
鳥取県	羽合町	保育所運営の効率化を進め、子育てを支援する構造改革特区	鳥取県羽合町	<p>少子化は現代社会の大きな問題です。羽合町は、子育て支援策の大きな柱として「県下でも有数の安い保育料」を設定しています。 さて、現在の保育所の給食業務はセンター方式で実施していますが、保育所の設置基準にある「調理室の必置規定」に沿って増改築して運営するとすると莫大な経費が必要となり、保育料の見直しも検討せざるを得ません。ぜひとも保育所の設置基準の特例措置を認めていただきたい。</p>